

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2001.1.10発行(通巻第301号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 勝訴！神奈川・針灸時効裁判  
信義側違反と認定、禁反言の法理を適用 ..... 2
- 外国人研修生で利益貪るアイムジャパン  
KSD疑惑で浮かび上がる研修生問題 ..... 6
- なくせ！労災隠し  
労災隠しは今や「文化」か 実態をもっと調べよ！ ..... 9
- ジョン・ヒガ損賠裁判勝利和解  
労働災害から8年、被災者の得たものは？ ..... 14
- 前線から(ニュース)  
精神疾患で1ヶ月のスピード認定 北大阪／転落事故を労災隠し、  
法違反を告発 奈良 ..... 17

12月の新聞記事から／19  
表紙／「労災隠し」問題に迫る毎日新聞記事

# 勝訴！神奈川・針灸時効裁判

## 信義則違反と認定、禁反言の法理を適用 労働省は控訴

労災保険での針灸治療に関して、治療期間を原則最長1年と限定した「375通達」から一律的期間制限をしない新たな「79通達」に変更された後、これまであきらめていた「1年間を超える期間」の過去分の針灸治療費を労働基準監督署に改めて労災請求したところ、療養補償請求の時効である「請求からさかのぼること2年間」を超える部分の請求が「時効だ」として不支給処分とされた。この不支給処分の取消を求めて闘っていた、いわゆる「針灸時効裁判」で、1月27日、横浜地裁(第7民事部南敏文裁判長)は、労災保険法上の時効の成立は認めたものの、もともと375通達下において国は1年を超える治療費に労災保険は適用されないことを広報、徹底しており、こうした状況の中で時効期間を経過してしまった請求権に対して、こうした周知徹底をしていった当事者の国が時効を主張するのは信義則に反するなどとして、原処分取消の原告勝訴の判決を言い渡した。

### どうして過去2年分だけ？

裁判の原告は8名で港湾労働、自動車のライン労働に従事して腰痛症や頸肩腕障害を発症した患者さんたちだ。何を裁判に訴えたのかを原告の一人、港湾労働者Aさんを例に説明する。

腰痛症のため一般医療を開始し、これは労災認定された。

その初診日：1988.6.20

治療を続ける中で一般医療と併行して針灸治療を開始した。

針灸治療の開始日：1989.10.28

その日からちょうど1年後の1990年10月27日をもって針灸治療への労災保険への適用は終了するとの通知が前もって所轄の労基署から来る。

針灸治療の打ち切り日：

1990.10.27

これ以降、Aさんは針灸治療については自費ないし健康保険を使ってまかなうことになった。一般医療については労災適用が継続された。請求しても無駄と知って誰が請求するだろう。

ところが、大阪高裁で係争中の裁判で国が敗訴、上告断念によって判決が確定、国が通達見直しのための検討を開始したことが伝わってきた。

大阪高裁判決：1994.11.30

医療機関の勧めもあって、これまで請求しても無駄とあきらめていた針灸治療費をまとめて請求することに。

そのときまとめて針灸治療費を請求した期間：

1992.1.1～1994.9.30

請求金額と回数：

317,850円（63回分）

労基署に請求した期日：

1995.3.29

1996年2月、国は新たな通達（79通達）を出し、一律の期間制限を撤廃。

これに基づいてかねて請求していた分に支給決定が下されるが、次の期間の部分が不支給処分とされた。

不支給処分とされた対象期間：

1992.1.1～1993.3.28

つまり、請求日の1995年3月29日からさかのぼること2年間の1993年3月29日以降分のみが支給された。

「療養補償請求権の治療日の翌日から起算して2年間で消滅する」という労災保険法の規定を国が適用したためだ。

「請求権はない、出しても無駄と言いまくっていたのに、その当の国がこんどは『時効だ』な

どと言えるのか？！」

裁判がはじまった。

針灸時効裁判提訴：1999.9.20

そして、1年ちょっとで今回の判決が出された。

判決は、裁判の争点を2つに整理してそれぞれに判断を下した。

第1は、「本件で問題になっている針灸治療費の請求権（療養費用請求権）の消滅時効の起算点はいつか。」

第2は、「被告の国が原告らに対して、その療養費用請求権の時効消滅を主張することは、信義則違反あるいは禁反言の法理にあたるとして制限されるか。」

### 争点1：消滅時効の起算点

原告は、起算点を早くとも大阪高裁判決が確定し375通達等の期間制限について否定的評価が報道されるようになって以降だとすべきと主張したのに対して、被告は、（当然のごとく）治療日から2年だと主張した。

判決は結論として、被告の主張通り、労災保険法上の消滅時効が成立していると認定した。

### 争点2：被告は時効を主張できるか

時効は確かに成立しているとしても、法を適用して国は不支給処分を下すことが許されるのかという問題だ。

判決は「できない」と判断した。

判決は「できない」と判断した。その理由はきわめて明確で、判決は、「労働行政機関たる被告が1年間を超えてはり・きゅう治療による施術を要した被災労働者の一人である原告らの権利行使に予め否定的な公式見解を披瀝し、原告らに対し、審査請求前置主義との関係から権利行使を萎縮させ、かつ、同見解が正しいものあるいはやむを得ないものと信頼させた以上、原告らが労災保険法上の権利を以前に行使していなかった点を落ち度と指摘して原告らの被告に対する本件療養費用請求権の時効消滅を主張することは、過去の言動に矛盾する言動であるというべきであるから、原告らの信頼保護に反し、信義則上許されないと解するのが相当である。」

と述べた。

375通達下においては、国は1年間を超える針灸治療は労災保険給付の対象にならないことを医療機関や被災者個人に周知、徹底しており、たとえば、治療期間が1年を越える場合は、その部分は自費治療になると通知していた。これは、労災保険法13条2項の「政府が必要と認めるもの」に該当しないことを理由に、その給付をしないと説明していたのであり、請求権の行使ができないことまで言及していたことは明らか。

さらに、被告は、375通達等の所定期間を超えるはり・きゅうの施術につき、原告らが被告への支給申請を行い、不支給となつても、訴訟提起する方法があつたと主張するが、訴訟提起までには全く見込みのない労災請求、不服審査請求、再審査請求という著しく無駄な手続き踏まなければならない。

そのために、原告らはやむを得ず請求権を断念してきたということができる。これは、ある意味では、原告らは被告の言動を正しいものと信頼して請求を断念したものと評価することができるし、原告らのこの信頼は法的保護に値する。

原告らは、労働省の通達再検討などの一連の動きを知って、適時にその権利を行使したことは明らかであり、その請求は、保護に値する。

と、まったく正しい事実認定と判断を示した。

また、「本件に禁反言の法理を用いることが許される」という判断も示した。

「禁反言の法理」とは、事実を偽るなどして成立させた契約を後から実際はこうだから不成立であるなどと主張することは許されないと理屈のこと。たとえば、本当はお兄さんと自分の所有物だった家を、その事実を隠して別の人に売却しておきながら、あとから実はお兄さんの所有権が残っているからその権利金を請求する行為は許されないといったことが該当する。

今回の裁判の場合は、375通達の下で国は「針灸治療は1年しか認められない」「それ以上は支給しない」と周知徹底していたのに、今になって「請求しようと思えばできたはずだ。だから時効は時効だ。」という主張は許されないとのことだ。

この点について被告の国は法廷で「当時、時効にかかるいかのように振る舞つたことはないから、今回問題となっている処分や訴訟で時効消滅を主張しても、国には過去の言動と矛盾する行為は全くなく、禁反

しかし判決は「被告が過去に請求権が時効消滅しないとの態度を探ったことはないことが明らかだが、同請求権がそもそも存在しないとの立場をとっていた被告がそうした態度を探り得ないことは明らかであり、被告の現在の言動と矛盾する過去の言動の有無を検討するに当たって、被告主張のように狭義に捉えることは意味がない」として国の主張を斥けた。

国は「信義則違反はない」「禁反言の法理は適用できない」ことを他にも様々な理由をあげて主張したが、判決はそのすべてを「理由がない」として斥けた。

そして判決は、

「以上によれば、被告が本件各処分及び本訴訟において、本件療養費用請求権について、労災保険法42条、会計法31条1項に基づき時効消滅したとの主張を行うことは、

禁反言の法理ないし信義則違反により許されないとすべきであるから、被告の本件各処分は、本件対象期間の療養費用について不支給とした部分については取消しを免れない。」

と結論づけたのだった。

## 舞台は東京高裁へ

労働省は不当にも控訴した。横浜地裁は不毛な形式論理による時効適用を法の原則によって明確に斥けた。年が明け厚生労働省となったわけだが、さらに無駄な法律論争を挑もうとする国を司法は裁ききれるのか。今後は法廷での闘いだけではなく、厚労省に対する法廷外の運動も重要な要素となる。さらにこの裁判闘争に注目し、支援していかなければならない。

# 心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

## 疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円

(送料別)

# 外国人研修生で利益貪る アイムジャパン

## KSD疑惑で浮かび上がる研修生問題

### 外国人技能実習制度拡大を求めた 国会質問で収賄逮捕

KSD疑惑が問題となる中で、その関連財団であるアイム・ジャパン（財団法人中小企業国際人材育成事業団）の事業がマスコミを賑わせている。逮捕された小山参議院議員が、収賄をとわれている国会での質問は、外国人研修生が1年の研修期間を超えて後、実習生として継続して働く期間を1年から2年に延長すべきというものだった。この案は、外国人研修の事業を進めるアイムジャパンの要望に沿ったものだったという。

なぜアイムジャパンにとって、実習期間を1年から2年に延長することが大事かといえば、そこにKSDの鍊金術のカラクリがあるからである。外国人研修生と実習生が、低賃金と無権利状態で労働力を提供することにより、受け入れた中小企業は、アイムジャパンに相当額の手数料を支払い続けることになる。それを原資に、KSDは政界工作をしてさらに儲けやすくするということだ。

### 人手不足を補い 手数料収入で大儲けする事業団

外国人研修制度については、送り出し国の労働者を日本で受入れ、技術・技能を修得し、母国で活かし、母国の発展に寄与するという建前になっている。しかし、アイムジャパンの会員となる中小企業の側が研修生を受け入れる動機は、何といっても人手不足である。

KSDの前身である中小企業経営者災害補償事業団は、80年代末のバブル全盛期、人手不足で会社が潰れかねないという中小企業経営者のニーズに応え、研修制度による外国人の仲介事業に乗り出した。事業は膨らみ、91年には新たにアイムジャパンとして独立することになった。会員の中小企業は、一般に日本の若い労働者が就きたがらない3K（きつい、きたない、きけん）労働をしてくれる労働力を求めており、それを外国人研修生に求めるのである。

アイムジャパンの会員が、研修生を受け入れて支払うお金は、右の表のとおりである。会員はまず入会金を30万円支払い、以降は研修生1人あたり1ヶ月について18

万円支払う。そのうち研修生なら手当として8万円を本人に支払い、実習生には13万5千円を支払う。残りは、アイムジャパンに入ることになる。

実習期間が2倍に増えると、仕事に慣れれた実習生がもう1年いてくれることになり、中小企業の側は助かるし、アイムジャパンは、労せずに手数料納入期間が増えることになる。

## 実質労働者が 労働関係法令の保護はなし

それでも研修生や実習生が、現実に帰国後に役に立つ技術や技能を修得できているのならば、その役割は果たせていると言えるかもしれない。しかし、現実はまったく違ったものになってしまっている。

研修の中身は、反復・単純作業でないこ

と、帰国後予定されている仕事に活かせる技術・技能であること等が条件とされるが、實際には本人に選択の余地がなく、割り振られた中小企業の単純労働力として就業することになる。中には、缶詰工場に研修生として入ったが、工場の仕事がない時期にもっぱらミカンの収穫の仕事をしているとか、金属工場で事業主の家事手伝いの仕事をするとかいう事例さえある。

研修生は、あくまで研修が目的で、「使用されて賃金を受け取る」ものではないとされ、労働基準法上の労働者ではないとされているが、アイムジャパンがそのほとんどを仲介し

(アイムの企業支払い金と手当の内訳)

### 研修生受入について

財團法人中小企業国際人材育成事業団  
略称：IMM-JAPAN

#### 研修期間

研修生期間 1年  
技能実習生期間 1年  
【合計で2年間です。】

#### 費用

入会金 30万円  
月会員 1万円  
【入会時のみです。】  
【研修生数に随分なく1社当たりです。】

#### 月費用

研修期間 月額 18万円  
(内訳)  
研修生には月8万円を支給します。(食費含む)  
その他は、研修生管理費・研修指導費・航空運賃(往復)等の経費です。  
18万円は入国月(集合研修開始月)から納入していただきます。

#### 技能実習生期間

基準月額 18万円 18万円は各種社会保険料の併付で、多少変化することがあります。  
(内訳)  
① 技能実習生への支給  
月額賃金 ￥135,000円  
￥135,000円から住宅賃貸として￥15,500円(西高)を差引いていただきます。  
但し、住宅賃貸を引き後の￥119,500円より技能実習生が所得税・各種保険料(自己負担分)等を支払った後本人手取額が10万円以下になる場合は、住宅賃貸額￥15,500円を調整し、最低手取額として10万円を保証していただきます。  
② IMM-JAPANへの納入 ￥60,500円  
(研修生管理費・研修指導費・航空運賃(往復)等の経費です。)  
③ 合計 ￥180,000円

#### 技能実習生への支給

月額賃金(額面) ￥135,000円  
住宅賃貸控除(西高) ￥-15,500円  
￥ 119,500円  
所得税・各種保険料は本人負担分として此勘から差引いて下さい。  
但し、手取額として最低10万円を保証して下さい。

#### IMM-JAPANへの納入

IMM-JAPANへの納入 ￥60,500円  
研修生管理費・研修指導費・航空運賃(往復)等の経費です。

ているインドネシア人研修生の事例を検討すると、受け入れ事業場の8割で残業があるという。ましてや、研修にあたって企業に義務づけられている一定期間の座学による研修などを実施している事例は皆無であるという。その上、研修であるとして残業手当そのものではなく、あっても時間あたり500円という水準となってしまっている。最低賃金法はもちろん関係ないし、労働関係法令による保護もないことになってしまう。もし災害が発生し、実態が労働者であるとして労災保険の請求を行ない、仮に適用されることとなれば、その事業場は研修を実施していなかったこととなり、事業場とアイムジャパンは、その研修生を帰国させるという顛末をとることとなる。

また受け入れ会社は、研修生や実習生を寄宿舎などに住まわせる。ところがもともと社員寮などの設備を持たない中小企業が、研修生らのために設けるものだから、倉庫や工場の2階をベニヤ板で仕切っただけの部屋や、自炊する設備がもともとない部屋など、とても生活の拠点としての体裁を整えていないものが多いという。労働基準法で定められた寄宿舎に関する条項に、明らかに反する状態がそのままになっているのである。

さらに研修生と実習生の逃亡を防ぐために、事業主がパスポートを取り上げる例が昨年問題となっていた。法務省は、昨年にアイムジャパンに対し、是正措置をとるよう行政指導を行ったが、受け入れ事業主レベルではまったく改善しておらず、相変わらず事業主が取り上げているのが現状だという。

## 拡大方向にある研修制度 利益貪る集団の壊滅を

このように外国人研修制度は、労働基準法、職業安定法など労働関係法令違反のオンパレードの状況を呈しているにも関わらず、アイムジャパンの目論んだ研修制度拡大は、今のところ既定方針となっている。公然と日本の労働者不足を補うという目的が法務省の当局からも言われ、高齢者介護の業務にも外国人研修生を入れるということが検討されている。外国人研修生の人権が侵されているという問題が何より緊急の課題であることは論を待たないが、労働者保護の各法令の適用外のところで枠を拡大し、安価な労働力の集団を育成することによって、結局日本の労働市場に影響を及ぼすことになるだろう。

国会議員の逮捕、原職閣僚の辞任など、KSD疑惑の追及が急がれるところだが、その本質に近いところで求められるのは、アジアからの外国人研修生の労働を原資に利益を貪る集団を壊滅することであるといえよう。10年前にNHKが放映した外国人労働者問題を扱った報道番組で、当時の研修生を仲介するブローカーが、「誰かが得をすれば、誰かが損をするというのが世の常だけれど、外国人労働者の仲介は、みんなが得をするんですよ」とインタビューに答えていたが、実際には外国人研修生が建前の法のハザマで取扱され、利益を得るグループがあるというのが正しいだろう。そして送り出し国の人々が求める、本来の国際技術移転の方法が確立されなくてはならない。

# なくせ！労災隠し



## 労災隠しは今や「文化」か 実態をもっと調べよ！

### 茶番としての「ゼロ災」

昨年の10月に実施した労災職業病ホットラインは、当センターでは「労災隠し問題」を掲げて実施した。労災隠し関連の相談は10件余りで全体の約4分の1をしめた。

ところが、このホットラインがきっかけとなり毎日新聞大阪本社が「社会保険への労災隠れ」問題を大々的に報じることになった。

『“隠れ労災”58万件 過去10年健保扱いで処理 社会保険庁調べ 患者負担40億円にも』というタイトルで、社会保険庁のレセプトチェックによって労災であることが発覚した事案について、具体的には、いわゆる政管健保の被保険者本人または医療機関に対する「債権発生通知」の発出件数とその金額が膨大なものになっていることを指摘した。

この問題は、これまで国会でも、全国安全センターの労働省交渉でも取り上げられてきたことであったが、マスコミがこうした形で記事にすることはなかった。

この件に関する取材が当センターにもあ

り、担当記者からは「どうしてこれまで記事にされていないんですか？」と質問されたが「取り上げるセンスを持った記者がいなかつたとしか言いようがないですが」と答えるしかなかった。

もちろん、これは労災隠しとしては氷山の一角に過ぎない。記事にできるような数字で示されたものはこれぐらいしかないので実状だ。

労働省統計での労災保険新規受給者数は1998年度は約62万5千人、同年度の社会保険の隠れ労災件数は約5万1千件。単純な比較はできないが、後者は前者の約1割を占める。決して無視できる数字ではないことがわかる。

ところが、労働省が労災隠しの数字として認めている労働安全衛生法違反（100条、102条関係）による送検件数はこうした数字より桁違いに少ない。たとえば1998年はたったの79件に過ぎない。

毎日新聞の記事の中で井上浩全国安全センター議長が「労働省は、実態をもっと調べて、行政指導をするべきだ」とコメントしているが、実態を調べようともしない労働行

言

# 問題あり！

労災隠し

「けがと弁当は自分持ち」  
もどもと建設現場の職人  
気質を表す言葉だが、労働  
災害の話になると、この言  
葉の現実味が一気に強まる。  
仕事中にけがをするべく、その治療費  
や働けないためにも支えなかつた賃金  
について、労災保険が支払われること  
はだれでも知っている建前になつていい  
。ところが、少々のけがでは労災保  
険の手続きをとらず、私傷病として健



# 西野 方庸

## 関西労働者安全 センター事務局長

健康保険の扱いにしているケースが多いのも、一部業種にあっては暗黙の慣習になってしまっている。例えば、現場で倒つた高所からの転落して骨折、撲滅も負ったが、会社の車で病院へ行き、健康保険で治療を受けるといった具合である。労災保険の扱いにしないことに会社にとってのメリットはいくつある。

**吊職に厳しい対処必要**

**要**　監督官庁が労災隠しに対してもっと厳しい処分、摘要をしていくことが必要だ。そして何よりも労災をしないことが必要だ。そして何よりも労災の補償はまず労災保険がカバーするものだ、という情報が常識にならなければならぬ。91年以降、有効な対策は講じられていない。このままでは、下請け構造の下で働く労働者が労災隠しの最大の被害者であり続けてしまう。

00年12月23日毎日新聞

政の怠慢振りはまさに極まっているといえる。

労働省と中災防が主唱する全国安全週間の今年度スローガンは「災害ゼロから危険ゼロへ みんなで築こう新しい安全文化」だったが、これまでの「ゼロ災運動」の下でしっかりと「労災隠し文化」が根づいている。こんなスローガンは茶番でしかない。

社会保険庁のデータや、結局年末年始にまで及んでいる毎日新聞の「なくせ！労災隠し」報道に寄せられた労働者の多くの声は、このことを何よりも雄弁に語っている。

データの向こうに底なしの闇が

社会保険庁データについて各年度ごとの数字を、労働安全衛生法違反(100条、102条関係)の送検件数と共に表1に示す。本腰を入れた実態調査と対策が必要であることは一目瞭然だろう。

労災隠しによる送検数が極端に少ないことがわかる。隠れ労災件数は、1999年度は過去10年のうち最高の6万7千件で、前年度比では約3割増しとなつた。

毎日新聞記事によると「全国の社会保険事務所では、医療機関への支払後に回ってくる年間約3億枚の診療報酬明細書(レセプト)の中から、

平日に初診を受けた頸椎損傷などの労災の

表1 政管健保の保険給付のうち、労災扱いとしたもの

年 度	労災扱いとしたもの（注）		安衛法 100 条 (報告等)、102 条(虚偽報告) による送検数
	件数（千件）	金額（億円）	
1990	61	20	
1991	62	22	29
1992	60	21	58
1993	58	22	86
1994	54	20	59
1995	55	21	66
1996	57	22	61
1997	54	20	72
1998	51	16	79
1999	67	23	74
合 計	579	207	

【資料出所】社会保険庁のデータによる。

(注) 当初健康保険で給付を行ったが、あとで労災の取扱いと判明したもの。具体的には、被保険者本人(患者)又は医療機関に対する「債権発生通知」の発出件数とその額を集計したもの。

疑いのあるものをチェック。患者本人に照会し、労災の事実が確認されると、医療機関から診療報酬を回収。医療機関が労働基準監督署に診療報酬を請求し、患者の申請で労災認定されると、患者は自己負担分の返還を労災保険から受ける。」ということなので、手法上すべての「隠れ労災」がチェックできているわけではない。

また、チェックに熱心な社会保険事務所によって結果がばらつくことも考えられる。

表2の都道府県別の件数と金額をみてみると人口数に応じた数字になっていない。たとえば件数・金額とも最も多いのは北海道で3930件、約1億1200万円、多いはずの東京は702件、約4500万円と非常に少ない。社会保険データそのものが、実際の隠れ労災の件数を下回っていると考えられる。

## 国保への労災隠れ

健康保険は、政管健保の他には、主として組合健保、公務員共済などがあるが、ここにも同様な問題が存在している。

特に、中小零細企業の労働者を中心に国民健康保険を所持する労働者は、派遣労働者、社外工、パート、外国人労働者、建設関係労働者など数多い。労災隠しの相談でも、国保で治療をしている場合が多い。

新聞報道直後、労災隠し問題が国会で取り上げられ、民主党五島正規衆院議員が建設業における労災隠し、国保の労災隠れについて質問している。建設業の労働者は、大手ゼネコンを中心とした全国土木国保、大工など一人親方を中心とする建設国保、そのほかに自治体が保険者となっているいわゆる国民健康保険のどれかに加入している。ところがこれらの国保においては、社会保険のデータに類するものは明らかになっていない。どうも、労災事案については社会保険のようなチェックは行われていないという事が事実らしい。しかし、我々の日頃の実感からいえば、労災の紛れ込みは社会保険どころではなかろうと思われる。

国民健康保険の診療報酬明細書（レセプト）は各都道府県の国保連合会に集められ、診療内容のチェックをした上で、保険者である各自治体に送られる。ところが、連合会も自治体も労災事案かどうかのチェックは行っていないのが実状らしいのだ。

## 度数率と強度率のアンバランス

表2 業務上・通勤途上のけが等により政管  
健保の保険給付対象外としたもの

1998年度

都道府県	政管健保の保険給付対象外としたもの	
	件 数(件)	金 額(千円)
北海道	3, 930	112, 607
青森	691	21, 112
岩手	917	24, 462
宮城	1, 478	54, 292
秋田	300	11, 017
山形	584	10, 343
福島	1, 020	40, 973
茨城	1, 439	57, 459
栃木	1, 050	30, 724
群馬	1, 306	36, 718
埼玉	2, 379	61, 568
千葉	2, 047	63, 922
東京	702	45, 138
神奈川	2, 307	57, 438
新潟	1, 641	32, 375
富山	969	31, 321
石川	591	21, 375
福井	405	9, 366
山梨	785	22, 011
長野	737	26, 262
岐阜	1, 352	26, 552
静岡	3, 185	77, 696
愛知	2, 292	76, 747
三重	1, 407	29, 429
滋賀	579	12, 960
京都	136	14, 172
大阪	1, 146	105, 471
兵庫	500	28, 354
奈良	966	22, 273
和歌山	892	19, 814
鳥取	369	8, 753
島根	389	14, 256
岡山	692	28, 805
広島	1, 256	40, 794
山口	669	27, 040
徳島	498	21, 430
香川	1, 372	39, 375
愛媛	476	21, 538
高知	429	13, 469
福岡	1, 600	76, 357
佐賀	1, 109	27, 601
長崎	274	14, 149
熊本	870	33, 804
大分	429	27, 397
宮崎	393	11, 398
鹿児島	1, 050	45, 846
沖縄	1, 455	37, 620

労災統計には「度数率」「強度率」という指標がある。度数率は発生頻度を、強度率は事故の重大度の目安となる。

$$\text{度数率} = (\text{労働災害による死傷者数}) / (\text{延労働時間数} \times 100\text{万})$$

$$\text{強度率} = (\text{労働損失日数}) / (\text{延労働時間数}) \times 1000$$

(ただし、ここでカウントされる死傷者は、休業4日以上の労災被災者に限定されている。休業補償は休業4日目からしか支給されないので、労災に被災しても会社が無理矢理出勤させて「公式」無災害記録を継続させるというのはよく聞く話だ。そうした労災隠し分はこれらの指標には算入されてこない。)

五島議員は、建設業における労災隠しが異常にひどかろうことを、度数率と強度率を示しながら政府を追及している。

1999年度全産業では度数率と強度率は1.80と0.14、建設業では1.44と0.30。つまり、強度率は倍以上なのに、度数率は2割も小さい。

五島議員はこの点を「度数率と強度率のこの割合というものは、他の産業に対して突出しすぎている。そのことを気がついていないはずがない。それは、すなわち、軽傷の労働災害に対して、ほとんど労災に上がってこずに、一般医療の中で処置させていっている。だけ

表3 産業別の度数率と強度率(1999年度)

産業	度数率		強度率
	死傷合計	死 亡	
全産業	1.80	0.01	0.14
建設業	1.44	0.03	0.30
林業	2.47	0	0.06
鉱業	1.37	0.04	0.42
製造業	1.02	0.01	0.12
運輸・通信業	4.54	0.02	0.30
電気・ガス・熱供給・水道業	0.43	0.00	0.04
卸売・小売業、飲食店	1.69	0.00	0.05
サービス業	3.65	0.01	0.22

3万100人(死亡1992人)、建設業3万3400人(同794人)、製造業3万7000人(同344人)で、両産業で死傷者数54%、死亡者数57%と過半数を占めていることから、労災隠しの存在を伺わせるこうした数字の傾向は決して無視できないことがわかる。

### 実態を調べ対策を

れども、重度災害、死亡とか重傷とか隠しようのないものは結果的に労災に出てくるから、強度率は高いけれども災害の発生率は低いというばかげた結果になっているわけです。」

政府委員はこの質問に対する答弁で、この点を無視して返答をしているので、逆に核心をついていたことがはっきりと読みとれる。

大手のゼネコンは安全の部署に労働省の役人を迎えることを常としているし、建設業の労災隠しは実に根が深いのだ。

表3に1999年度の各産業の度数率、強度率を示す。産業別にみることが適切かどうかは議論があろうが、死傷合計と死亡の各度数率についてみた場合、全産業では、それぞれ1.80と0.01。建設業では、1.44と0.03、製造業では、1.02と0.01。ともに死亡に比して軽傷を含む死傷合計がかなり小さくなっている。建設業ではこの傾向が顕著になっているわけだ。

一方、1999年の産業別死傷者数(死亡および休業4日以上)をみると、全産業で1

「判明したら厳正に対処する」というだけの厚労省の姿勢ではいっこうに労災隠しが改善されないことは、これまでの歴史が証明している。

様々な批判を受け厚労省は、公労使の三者協議機関を設置すると表明しているという。この協議機関が本当に現場の声に耳を傾け、実行力のある対策を打ち出せるのかどうか今までは大いに疑問だ。

なによりも重要なことは、労災隠し対策を事業主対策の面だけにしないことだ。厚労省自らが被災労働者の人権侵害の救済に乗り出す立場を明らかにし、行政自身が労災隠しホットラインを実施するなど権利救済の姿勢を示さなければ抜本的な解決にはなっていかないだろう。

現実の中にしか解決策はない。

# ジョン・ヒガ損賠裁判勝利和解

## 労働災害から8年、被災者の得たものは？

ジョン・ヒガ氏の労災損害賠償裁判の控訴審が11月24日和解解決した。

本労災事件と裁判について、本誌でも何度も経過報告してきたが、被災したのが1992年10月16日であり、それから考えるとジョン氏には非常に長い年月だったであろう。被災当初は、労災保険制度について知らず、3年後に初めて労災保険の事を知って当センターに相談し労災補償を請求するにいたった。外国人労働者の在留状況は非常に不安定であり、また、事業主は権利主張するような労働者を警戒するので、裁判のために欠勤することさえ難しい、そんな中なんとかやり遂げることができた。

労働災害および提訴の内容は次のようにある。

### 重点となつた就労可能年数

ジョン・ヒガ氏は事業主の派遣会社中部工業より愛知県の鋳造会社、外山鋳造に派遣されて働いていた。1992年10月16日、鋳造に使う砂を運ぶバケットエレベーターが作動せず、ジョン氏はバケット

エレベーターの上部に上って、機械の調整を手伝っていたところ、別の労働者が突然作動スイッチを入れ、足をかけていたチェーンが回りだし、チェーンと歯車の間に左足を巻き込まれて重傷を負った。

中部工業は労災保険を適用せず、交渉の末入院中の療養費と休業補償の一部を支払ったのみであった。退院しても当分は働けない状態であったので、本人は退院後すぐに帰国した。1995年、日本に働きにきていたジョン氏は、新聞で労災保険の存在を知ってセンターへ相談し、労災保険の障害補償給付を受けることができたが、休業補償は時効により請求権が失われていた。障害等級11級に決定され、派遣先の外山鋳造に対して損害賠償を請求した。原告側主張は、工場内の作業において外山鋳造の指揮監督下にあり、外山鋳造は安全配慮義務を負うため、約2270万円の損害賠償を支払えというもの。

一審判決では、外山鋳造の安全配慮義務違反を認めたが、損害賠償額を280万円とした。

控訴した時点で、本誌00年3月号でも

詳しく述べたが、問題点は主に「本人の過失3割」「日本での就労可能期間3年間」の2つであった。

1つ目の過失3割というのは、劣悪な労働環境でありながら、安全教育なし、安全靴も支給していないという状況に則さない判決だった。また、2つ目の就労可能機関3年

というのも、単に1997年の最高裁判例にならって、在留資格がなかったのだから3年としたに過ぎなかった。しかし、ジョン氏の在留状況は、この8年間に変化している。事故当初は在留資格があったが、3度目の来日時に在留資格が不許可になってから超過滞在になり、その間に労災申請、損害

## 正当な権利の結末

書き始めるにあたって多大なる支援をいただいた田島陽子さんはじめ安全センターと、同じくこの訴訟での弁護をしてくださった位田弁護士にお礼を申し上げます。

このすばらしい地に住む外国人として、日本の持つ優れた制度にも感謝しなければなりません。それがなければ、補償を得るのは非常に難しかったでしょう。

裁判は、長くうんざりするもので、やめたくなることもありました。また、この戦いはわたし一人のものでなく先に述べた人たちがいるということを、思い起こし、自問したりもしました。

この長い裁判が終わった現在、それはわたしにとって、生涯でも喜ばしい、忘れられない経験となりました。それ以上に重要なのは、外国人として、社会正義と基本的人権の保護の先例の一つとなったということです。

幸い終了したこの長い過程において、重大な問題がありました。それは、補償を定めるときに裁判制度があこなう日本人と外国人との区別です。日本人側には労働法令による権利の範囲すべてが認められます。一方、わたしたち外国人には、日本人に与えられる補償の範囲が認められません。個人的には、その面でこの国の裁判制度が、人間の平等な権利の擁護において国際基準のレベルにないということが法的空白をうんでいると思います。

この長い裁判は原告、被告ともによく対策を講じたおかげで終了し、裁判官が提案した和解は非常に重要でした。

最後にもう一度わたしを支援してくださった方々に感謝し、わたしもまた合法、あるいは非合法な多くの労働者を支援する安全センターのような団体を支援したいと思います。わたしが受けた支援すべてに感謝しており、わたしの国にもこのような団体があればよいでしょう。

人々がわたしたちの権利をますます尊重してくれる事を望みます。

ジョン

賠償裁判提訴にいたった。そして裁判中にペルーに帰国し、日本人のAさんと婚姻した。控訴後に日本人の配偶者としての在留資格を得て日本に入国、現在も日本で生活をしている。裁判で原告側は、日本人との婚姻により日本での在留が可能になったので、日本人と同様に日本での平均賃金を元に補償額を算定するべきと主張した。

控訴審での和解では、判決文として明記されることはなかったが、上記の点について一審判決に比べてかなり考慮されることとなった。

原告の過失は2割、日本での就労可能期間は5年として計算された。やはり、現在は在留資格があるとは言え、症状固定時には超過滞在であったことから、すべての期間日本の平均賃金で算定することはできないという結論であった。これらの条件で算定した金額は、原告の請求額に対してわずかな額であったが改善され、被告側の支払能力の問題も考慮し、承諾した。

事故当時の労災隠しから始まり和解までの苦労を考えれば不満はあるが、一定の補償を得ることができて、支援者として正直安堵した。

## 労災隠しの果てに

ジョン・ヒガ氏の労災事件は、外国人の労災問題の典型的な事例といえる。

被災現場の鋳造工場は、バブル崩壊後の不況などもあり派遣業者を通して外国人労働者を働かせ、保護具の支給はじめ外国人労働者へのケアは、人夫出しをしているだ

けで現場の労働を知らない派遣業者に一切任せていた。機械も老朽化し、たびたび故障を起こしていたにもかかわらず、現場労働者に修理させて使用を続けていた。その結果として、この労災事故は起ったといえる。

また、労災発生後、派遣業者はろくに被災者の世話をせず、もちろん労災保険の補償などを受ける権利は本人に知られなかつた。結果、本人は治療半ばで失望したまま帰国し、その後の療養や休業補償を受けることができなかつた。

センターで相談を受けてから、労災請求したときにも派遣業者は、証明を拒否し、反対にジョン氏を恩知らずとののしる始末であった。もちろん損害賠償請求には応じず、裁判提訴することになった。

こうして、けがを負った身体で失意のうちに帰国した外国人労働者は、かなりの数に上るのではないだろうか？

最近では、「仕事上のけがの場合補償がもらえるらしい」ということは外国人の間でも知られるようになったが、それでも少ない補償でごまかされ、「労災隠し」されているケースはまだまだ多いだろう。

今回の和解解決で喜ぶとともに、あらためてこういった隠されたケースの掘り起こしに取り組まなければならないと思われる。

ジョン氏は日本で妻と共に働きしながら、新たな生活を築き始めている。今回の事件の解決は日本での生活のうえで、がんばったという自信となって今後彼を助けることになるのを願う。

# 前編から

## 精神疾患で 1ヶ月のスピード認定 労災療養中に発症ケース

北大阪

労災で療養中に発症した精神疾患が、労災認定された。

被災者は、木材加工工場で右腕ほぼすべてを失う重傷を負った。被災した約2ヶ月後から整形外科とともに精神神経科にもかかるようになった。病名は「心因反応」。約1年4ヶ月の療養後、整形外科医は治癒と判断したが、精神神経科の疾病の方はまだ治療が必要な状態で、就労についても不可能な状態であった。そこで、整形外科の治療の終了後は、心因反応の病名で休業補償を請求した。

これまで療養補償では精神神経科の請求もあがっていたはずなのだが、担当の北大阪労働基準監督署は、いずれ障害認定などで詳しい調査などが必要であ

るので、この休業補償請求分から、平成11年9月14日付で出された「心理的負担による精神障害等に係る業務上外の判断指針について（以下「指針」）」の運用を適用すると判断した。この運用に従うと、労基署で調査された資料は、各都道府県の労働局に送られ、そこで「複数の専門家による合議」となる。大阪労働局の場合、「指針」に基づく合議がスタートしたのは、昨年10月のこと。3名の医師によって構成される。その後、本省と協議される。今回のケース

は、2回目、12月に開かれた合議にかけられたあと、本省と協議された。

請求から本省協議で結果が出されるまでに、先に述べたように1ヶ月という短

期間で済んだのは、いくつ的好条件が重なった結果である。まず、整形外科の主治医から症状固定が近いという話があった時点で、労基署に相談し、労基署は調査を始めていたため、請求までに病状の把握などが行われていたこと。労働災害が、片腕を失うという重大災害で心理的負担が「指針」の「職場における心理的負荷評価表」の強度Ⅲに該当し、他の心理的負担を調査する必要がなかったこと、精神神経科の主治医がはっきりと労災との因果関係を主張し、治療による回復の可能性が高いとの意見を述べたことから本人も含め主治医以外の関係者からの聞き取り調査などが省略された。調査した労基署の担当者も、労災との相当因果関係があるとの意見であった。また請求後、最も早く開かれた合議にかけることができた。

被災者からすれば、今まで毎月決まった時期に補償が振り込まれていたのが、今回に限って遅れ、収入が途絶えたために非常に問題であった。しかし、労基署

の担当者が積極的に認定する方向で取り組み、早く結果が得られるように働きかけてくれたことは評価したい。非常に評価が難しい心

理的負荷の判断だが、今回のように重大災害などで因果関係がはっきりしている場合は細かい調査を省略できるのではないか？

労基署担当者や、労働省はこの経験を生かして、認定の迅速化を図ってもらいたい。

## 転落事故を労災隠し、法違反を告発 野迫川村林道工事

奈 良

大阪市内在住のAさんは、昨年7月18日奈良県吉野郡野迫川村林道工事において工事中の高さ8メートルの斜面を転落した。頭部などを強打して脳挫傷、外傷性くも膜下出血、鎖骨骨折などの重傷を負い、和歌山県橋本市内の国保橋本市民病院に入院した。1ヶ月余りの入院の後、自宅に帰り現在も近くの医療機関に通院している。

ところが労災補償を全くされないままでいたこともあって、最近では国保の自己負担分さえ事欠く状況になってしまっていた。そんなとき行きつけの薬局の人々毎日新聞の「なくせ労災隠し」記事に掲載された安全センターの電話番号を教えてもらって相談に来られ

たのが暮れも押しせまつたころだった。

聞けば「事故の直後から会社側から労災にしないと言われている」とのこと。早速、会社関係者に連絡を取ると「大事にはならないと思って現金でいくことにしました。」と弁解する始末だった。

工事は野迫川村が発注した林道工事であり、元請会社は地元の福岡組であり、その下請が寺本組（奈良県五條市）、柏山工業（大阪市天王寺区）、直接雇用主はAさんの近所の土建業者であった。末端の土建業者は早く労災適用をするよう元請らに申し出ていたらしかった。安全センターでは、労災適用を早急に進めるように会社側に伝え、現

在、請求の準備が行われている。

一方、この事故は労働安全衛生法100条等に義務づけられている労働者死傷病報告が提出されていなかったので、管轄の奈良県・大淀労基署に対して当センターから告発状を提出し、現在、違反調査が開始されている。

また、これまでの医療費は国民健康保険で処理されていた。会社側の説明によると、元請、2次下請が談合して「現金払い、労災使わず」と申し合せ、これを本人、医療機関に通告したというのだが、それを受けてそのまま国保で治療を行った国保橋本市民病院の対応にも問題があるようだ。

依然として、会社側の対応のテンポは鈍く、安全センターとしては引き続き早期労災適用、法違反での摘発を求めて動くことしている。

# 12月の新聞記事から

- 12/1 兵庫県尼崎市の公害認定患者らが国と阪神高速道路公団に損害賠償と汚染物質の差し止めを求めた「尼崎公害訴訟」の大蔵高裁での控訴審で、国側と患者側は8日に正式和解することで合意した。
- 12/6 1997年7月に、長崎新聞社で紙面作成の電算化プロジェクトを任せていた社員がストレスから自殺したことについて、長崎労働基準監督署は業務上認定した。制作二部長であった94年12月より紙面の電算編集システム構築に携わり、会社と労組の板挟みになった結果、うつ状態となり、97年7月28日自殺した。
- 12/8 午後2時50分ごろ、大阪府和泉市の埋め立て工事現場で、埋め残していた内海に土を投入する作業をしていたブルドーザーが滑って転落、運転手は約2時間後に発見されたが死亡。
- トラックの重大事故が続発して社会問題となつてあり、大阪労働局は荷主がトラック運送業者に無理な発注条件を提示することがないよう求める通達を、約1500の荷主団体に出した。通達は11月21日付大阪労働局長名で「トラック運送業の交通労働災害防止のための協力要請について」。
- 12/12 豊能郡美化センターを解体した作業員の血中から高濃度のダイオキシンが検出された問題で、労働省の対策検討委員会は、防塵マスクを気化したダイオキシンが通り抜け、作業員が吸入したことなどが原因と推定されると結論。
- 12/14 青森県天間林村の東北新幹線八甲田トンネル市ノ渡り工区の工事現場で、土砂崩れが発生。作業員5人の内4人は脱出したが、重機を運転していた1人が生き埋めとなり死亡。
- 12/15 1986年4月に史上最悪の放射能漏れ事故を起こした旧ソ連のチェルノブイリ原発が、全面閉鎖された。
- 愛媛県伊方町の四国電力伊方原発2号機をめぐり、周辺住民21人が国の原子炉設置許可書分の取消を求めた行政訴訟の判決が松山地裁であった。判決は、施設近くの活断層の存在を認め、「当初の安全審査は結果的に誤りだった」としたが、「重大事故が起きる可能性が高いとは言えない」として、原告の請求を棄却した。
- 12/16 「労災隠し」が横行する中、広島医師会は県内すべての労災指定医療機関に労災保険の給付請求書を送付。労災なのに健保などで診療を受ける患者に、医療現場で労災の請求書を示して、労災保険の申請を訴えるのがねらい。
- 12/17 午後1時半ごろ、福井県松岡町の京福電鉄越前本線で、福井駅勝山行き下り電車と、永平寺線永平寺駅東古市止まりの電車が正面衝突し、永平寺線の運転士が死亡、越前本線の運転士見習いが重体のほか、乗客24人が重軽傷を負った。ブ

レーキの故障と見て調査。

- 12/18 午前6時半ごろ、奈良県大和郡山市の国道24号交差点で、信号待ちの「近畿石油輸送」の大型タンクローリーに、運送業「ヨシムラ」の4トントラックが追突し、両車が炎上。トラックの運転手は死亡、ローリーの運転手も腕に2ヶ月のやけどを負った。
- 12/22 オウム真理教からスパイの疑いをかけられて、通勤中にVXガスをかけられられて殺害された浜口忠仁さんの両親が、大阪南労働基準監督署の遺族補償不支給処分の取消を求めた裁判で、最高裁第2小法廷は遺族側の上告を受理せず、1、2審の不支給とした判決が確定した。

- 12/25 午前11時15分ごろ、栃木県那須町の「那須サファリパーク」で従業員がライオンのおりで、餌を与えようとしてライオンに頭と背中など数カ所をかまれ、重傷を負った。

大阪府東大阪市の2人の保育士の頸肩腕障害・腰痛について、地方公務員災害補償基金大阪府支部の「公務外」決定の取消を求めて、同保育士が大阪地裁に提訴した裁判の判決で、松本哲泓裁判長は原告の訴えを全面的に認め、決定を取り消す命令を出した。労働の過重性を認め、労働省や地方公務災害基金が上肢障害を起こしやすい業務に「保育」を明記していることや、同僚の保育士が頸肩腕障害になっていることなどから、公務に起因すると断定した。

1998年8月21日残業中にぜん息発作を起こして死亡した元大日本印刷社員の遺族が、会社側の安全配慮義務違反があったとして、会社を相手取り6065万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。元社員は有害な有機溶剤を使用する仕事に長年従事し、89年にぜん息を発症。連日2時間以上の残業を続けていた。

- 12/26 午前10時ごろ、山形県立川町の東北電力の水力発電所「月の沢発電所」付近で雪崩があり、給水装置の保安作業中の同社社員らが巻き込まれた。1人は自力で脱出したが、4人は7時間後に捜査隊によって発見されたが、内3人は死亡。

文部省のまとめで、1999年度中に病気休職した教員4448人の内、精神疾患による休職者が1924人と7年連続増加で、77年の調査開始以来最多となったことがわかった。精神疾患患者の病気休職者に占める割合は、前年度を3.8ポイント上回り、43%に達した。

労災保険の財政をめぐり、総務省行政監察局が、「情報公開が不十分でわかりにくい」として、労働省に公表の方法を改善するよう求める勧告を行っていたことがわかった。労働省は財政の公表方法を見直す意向を明らかにした。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super 用	兼用 Relief	グレー・ブルー -(サートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65	65-85	85-100	100-110	-

(領価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で領価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員 購 読 料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259